

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	会議室等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市子育てひろばゆめっこ条例 (平成17年条例第70号)	(条項)	第7条第1項
基 準 法 令 名	大津市子育てひろばゆめっこ条例 大津市暴力団排除条例	(条項)	第7条第4項 第8条
所 管 部 署	子ども未来部子育てひろばゆめっこ		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 大津市子育てひろばゆめっこ条例第7条第4項各号又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利用すると認めるときに該当しないことを基準とし、同項第4号に規定する「その他その使用を不適當であると認めるとき。」とは、大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則第4条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。 〔根拠法令・基準法令〕 大津市子育てひろばゆめっこ条例 (会議室等の使用の許可) 第7条 別表に掲げるゆめっこの会議研修室等の施設（以下「会議室等」という。）は、ゆめっこの業務に支障がないときに限り、市長の許可を受けて使用することができる。 2～3 略 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。 (3) その他その使用を不適當であると認めるとき。 5 略 大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則 (入場者の遵守事項) 第4条 ゆめっこの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) ゆめっこの施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又はき損しないこと。 (2) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。 (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。 (4) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。 (5) その他係員の指示に従うこと。 大津市暴力団排除条例 (市の公の施設の使用における措置) 第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。